

成績証明書等の発行年限について

証明書の基となる記録（高等学校生徒指導要録）は、学校教育法施行規則（第15条第2項）により保存期間が定められており、保存期間終了後は証明書を発行することができません。このため、本年度の発行対象は以下の期間の卒業生等に係るものとなります。なお、中退者に係る成績証明書及び単位修得証明書については、当該期間の3年前の4月に入学している方が対象となります。

＜卒業証明書＞

発行に年限はありません

＜成績証明書＞

卒業後5年まで発行可能

＜単位修得証明書＞

卒業後20年まで発行可能

＜調査書＞

卒業後5年まで発行可能

各証明書の発行対象に該当しない場合は、本証明書に代わり、

成績証明書発行不能証明書または**調査書発行不能証明書**を発行します。

2019年10月1日

学校法人三重高等学校